

# 上庄川水系河川整備計画

平成 27 年 2 月

富 山 県

# 上庄川水系河川整備計画

## 目 次

第1章 上庄川水系の概要	1
1 流域の概要	1
2 治水	3
3 利水	4
4 河川環境	4
第2章 河川整備計画の目標に関する事項	5
1 対象区間	5
2 河川整備計画の対象期間	5
3 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	5
4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	5
5 河川環境の整備と保全に関する事項	5
6 河川の維持管理に関する事項	6
第3章 河川の整備の実施に関する事項	7
1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	7
2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所	10
3 その他河川整備を総合的に行うための必要事項	10

## 第1章 上庄川水系の概要

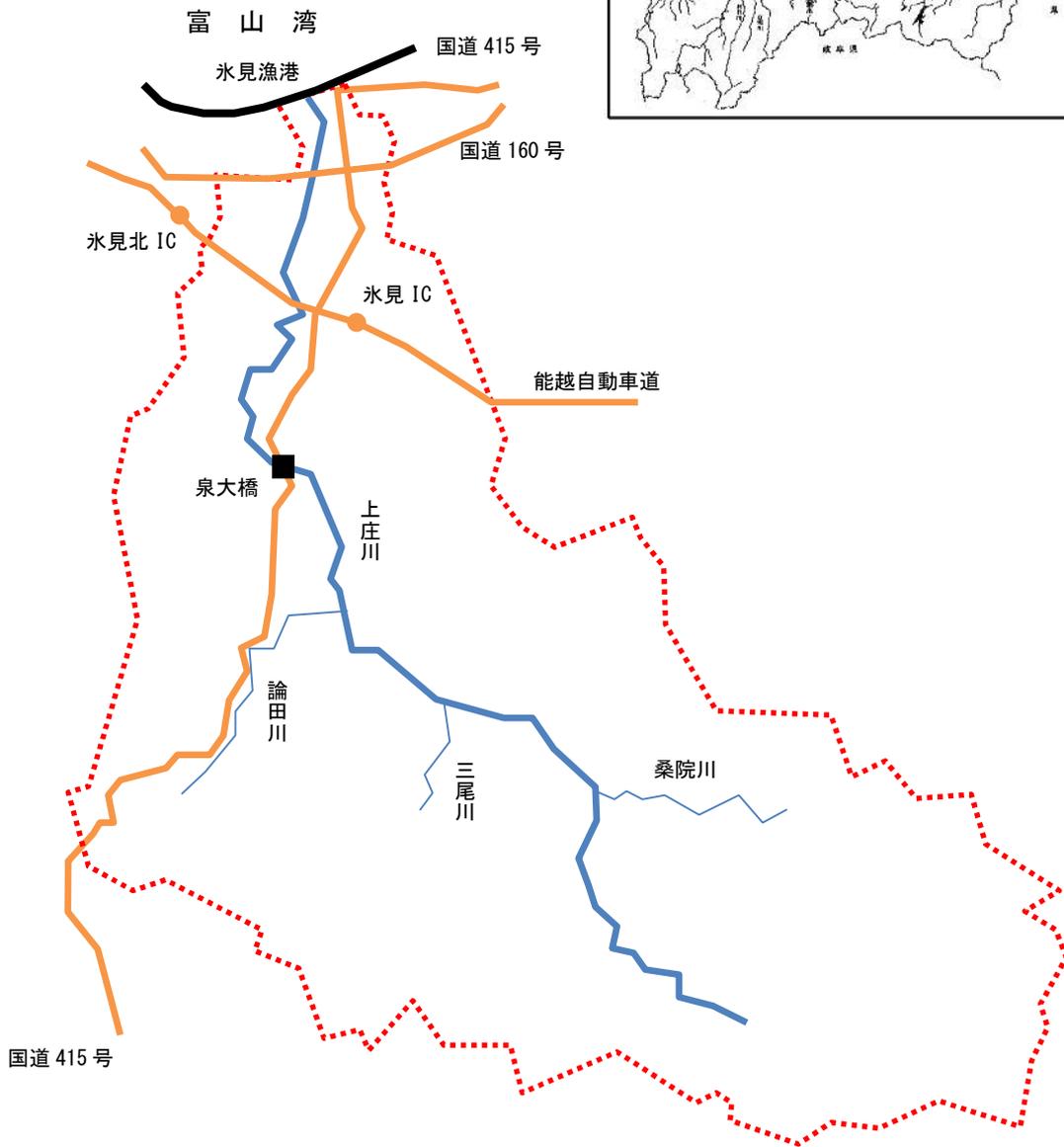
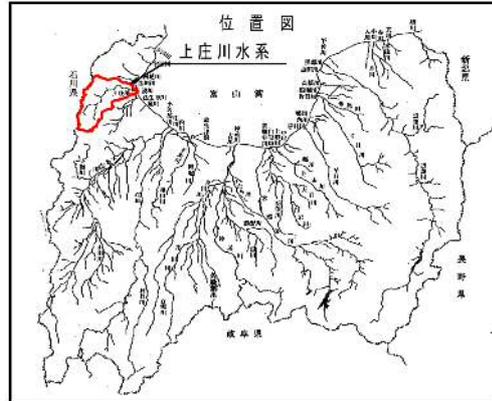
### 1 流域の概要

上庄川は、石川県境の坪池・土倉に源を発し、途中、触坂地区で桑院川と合流して、さらに三尾川、論田川を合流し、上庄谷平地を貫流して富山湾に注ぐ、流域面積 70.6km<sup>2</sup>、幹川流路延長 15.3km(県管理区間)の氷見市最大の二級河川である。河口付近は、氷見漁港もあることから氷見市の中心地として栄えている。

流域の大部分は山地であり、山間部の谷底平野は農地として利用され集落が点在している。上庄川流域の土地利用は、山地 59%、水田 34%、宅地等 7%という状況である。

地質的にみると、上流部においては論田・熊無地区を代表とする新第三期中新世の砂岩・シルト岩層からなる地すべり地区が数多く点在している。中・下流部流域については大半が第四紀完新世の砂泥からなる比較的新しい地層である。

気候は、夏は高温多湿、冬は北西の季節風により湿気の多い降雪となる日本海型気候に属する。年平均降水量は約 2,100mm で、全国平均降水量約 1,800mm を上回っており、特に 6 月上旬から 10 月中旬にかけて、梅雨及び台風や秋雨前線により大雨となることがある。年平均気温は約 13℃である。



凡 例

..... 流域界

■ 基準地点

## 2 治水

上庄川は、流路が屈曲し、河積も狭小であるため、過去には降雨により幾度も氾濫し、その被害は甚大であった。

治水事業は、河口部より泉大橋<sup>いずみおおはし</sup>までの下流部の約 5.6km を昭和 21 年度(1946)から昭和 34 年度(1959)までの中小河川改良事業及び昭和 58 年度(1983)から平成 7 年度までの局部改良事業で整備をしている。また、泉大橋より三尾川合流点付近までの約 3.5km を昭和 35 年度(1960)から昭和 37 年度(1962)までの災害復旧事業及び昭和 39 年度(1964)から昭和 41 年度(1966)までの災害復旧助成事業、昭和 42 年度(1967)から昭和 44 年度(1969)までの災害関連事業にて整備している。三尾川合流点付近より桑院川合流点付近までの上流部の約 2.6km を昭和 39 年度(1964)から昭和 43 年度(1968)までの河川局部改良事業及び昭和 43 年度(1968)から昭和 57 年度(1982)までの小規模河川改良事業で、築堤や護岸等を施工した。

これらの河川改修事業により、河口から桑院川合流点付近までの区間については一定の治水安全度が確保されたが、平成 17 年 7 月の梅雨前線豪雨により床下浸水 19 戸の浸水被害が生じるなど未だ十分ではなく、早期に治水安全度を向上させる必要がある。



平成 17 年 7 月の豪雨による被災写真①



平成 17 年 7 月の豪雨による被災写真②

### 3 利水

上庄川水系における河川水の利用は、農業用水と消雪用水が主である。また、農業用水については、小矢部川水系子撫川上流に設置された国営五位ダムから桑院川上流に設置された桑院ため池に導水した水源も活用されている。

### 4 河川環境

上庄川の上流域は、川幅が狭く深い峡谷となっている。植生の大部分がコナラやスギ植林による二次林である。環境省レッドリストで準絶滅危惧に選定されているオオタカの姿が確認されているが、営巣確認はない。魚種は主にウグイが生息している。

中流域は、典型地形である谷底平野を流下する。桑院川を合流する久目集落辺りから流れは緩やかとなり、河床は、転石、浮石など変化のある砂礫質である。テナガエビ、スジエビが多く、これらを捕食し生息する魚類を含めた他の生物にとっては良好な環境が維持されており、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に選定されているスナヤツメ南方種、準絶滅危惧に選定されているヤリタナゴ、県内では他に小矢部川と庄川でしか生息が記録されていないドンコなど、多様な魚類が生息している。上田地内の昭和用水頭首工では、アユやウグイなど海から上がってくる魚の遡上が止められ、ここを境に魚の生息状況が大きく異なっている。

下流域は、堤防が昭和 20 年代から整備されており、部分的に昔の石積み護岸や木杭が残っている。水際には、ヤナギや雑草が河岸に日陰を作り、魚類や水生生物の隠れ場所となっており、堤防には桜が植えられ、住民に親しまれている。一方、特定外来種であるオオクチバス・ブルーギルが確認されており、生態系への影響が危惧されている。

河口付近は、両側の家並みや倉庫などが相まって、舟運が発達していたかつての活況をしのばせる景観となっている。また、河口から見える立山連峰は、富山湾の海越しに 3,000m 級の連峰が浮かんで見える世界でも珍しい景勝地である。

上庄川の水質は、環境基準が B 類型 (BOD3mg/L 以下) に指定されており、環境基準点 (北の橋) において、平成 10～24 年度の BOD75% 値は 0.7～2.7mg/L と環境基準を達成している。

## 第2章 河川整備計画の目標に関する事項

### 1 対象区間

河川整備計画の対象区間は二級河川上庄川水系の県知事管理区間とする。

	河川名	県管理区間	延長(km)
1	上庄川	河口～上流端（棚懸大橋）	15.3
2	論田川	上庄川合流点～上流端（氷見市谷屋）	0.7
3	三尾川	上庄川合流点～上流端（氷見市日名番字二反田）	1.7
4	桑院川	上庄川合流点～上流端（氷見市赤毛字定杭）	4.6

### 2 河川整備計画の対象期間

計画対象期間は、計画策定から概ね30年間とする。

なお、河川整備計画は、現時点の流域の社会経済状況、自然環境の状況、河道状況、水害発生状況などを前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩などの変化により、必要に応じて適宜見直しを行う。

### 3 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとし、洪水による災害発生の防止及び軽減に関しては、整備区間内において『平成17年7月洪水と同規模の洪水（計画規模：1/10）が発生しても外水氾濫による浸水被害の防止に努める』ことを目標とする。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途中段階での施設能力以上の洪水に対しても被害を極力抑えるため、水防体制の維持・強化、災害関連情報の共有、情報伝達体制の整備、ハザードマップ等を活用した警戒避難体制の整備等を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

### 4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

上庄川は、平地部に広がる田園地帯のかんがい利用されているほか、冬期の消雪用水としても利用されている。このため、今後も関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図るとともに、動植物の生息地の状況等に配慮し、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める。

また、渇水発生時の被害軽減のため、関係機関及び水利使用者等が連携して情報の共有を図り、水利使用者相互間の水融通の円滑化に努める。

### 5 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、現在の自然環境や美しい景観を守りつつ、人と自然が調和し、うるおいをもたらす川づくりに努める。

動植物の生息地、生育地の保全の観点から、多様な動植物の生息・生育する場を提供する瀬・淵の保全に努めるとともに、アユ、ウグイ等の回遊魚を含めた魚類の移動に配慮し、関係機関と連携し上下流の連続性の確保に努める。

また、水質については、現状の良好な環境を考慮し、関係機関や地域住民との連携を図りながら現状の良好な水質の保全に努める。

さらに、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供することにより、地域住民との連携を積極的に図り、河川愛護の醸成と啓発、地域住民の参加による川づくりが図られるよう努める。

## 6 河川の維持管理に関する事項

「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川に有する多面的機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行うものとする。

### 第3章 河川の整備の実施に関する事項

#### 1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画期間内において、上庄川流域を洪水から守るため、下表に示す場所において、河川整備の実施・促進を図るものとする。

河川工事の種類及び施工の場所

河川名	整備種類	施工の場所		延長
上庄川	河道掘削	河口～国道 160 号	整備区間①	1.4km
	河道拡幅	国道 160 号～泉大橋	整備区間②	4.2km

河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断形、横断形の基本的な考え方は、以下に示す通りである。

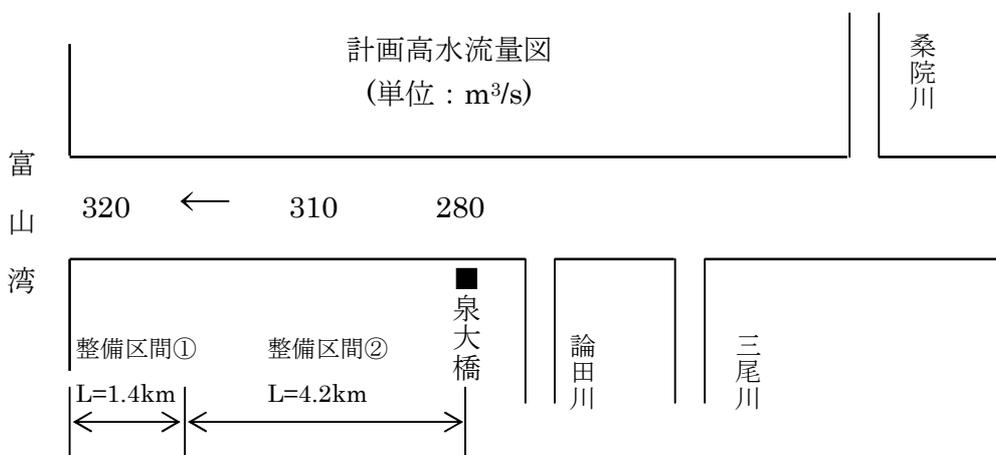
計画平面形については、基本的に現河道平面形を尊重するが、沿川の土地利用状況等を勘案しながら、洪水を安全に流下できる線形とする。

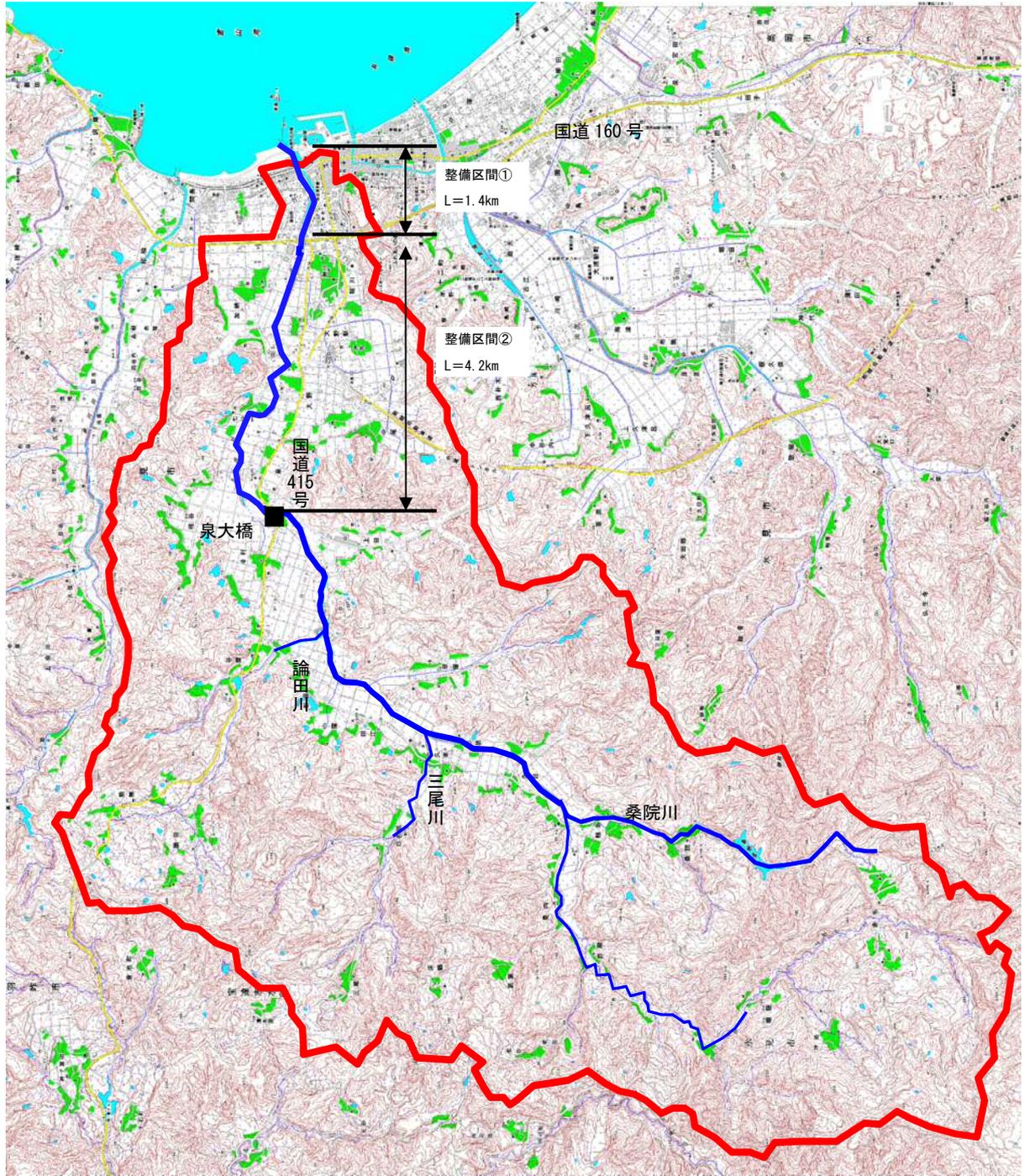
計画縦断形については、洪水を安全に流下させるとともに、生物の生育環境、現況河床、並びに既設構造物に配慮した計画とする。

計画横断形については、河口から国道 160 号付近までの間は、沿川の土地利用状況等を勘案し、河道掘削での整備により計画高水流量を安全に流下させるものとする。

国道 160 号から上流については、2 割の法勾配を基本とした河道拡幅での整備を実施するものとし、できる限り自然環境への配慮に努める。

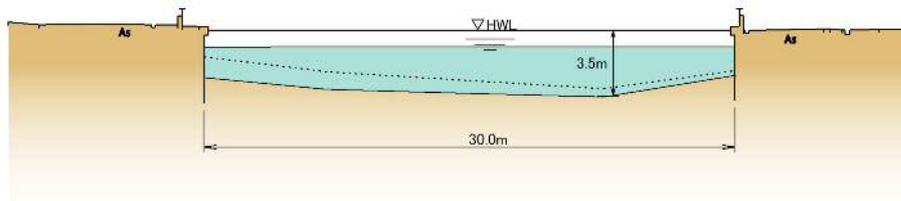
河道拡幅区間での護岸の工法は、動植物の生息・生育環境に配慮した工法を採用することとし、必要に応じて法留工を整備する。



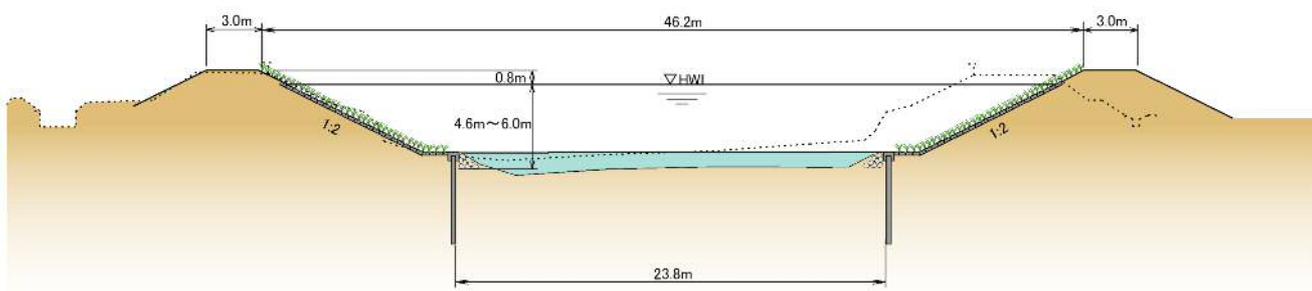


上庄川水系の整備計画位置図

整備区間① 河口～国道 160 号区間



整備区間② 国道160号～泉大橋区間



※横断形は、現地精査などにより必要に応じて変更する場合があります。

上庄川標準断面図

## 2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

### (1) 河川の維持の目的

河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえながら、洪水による災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮させることを目的として、適切な維持管理を行う。

### (2) 河川の維持の種類及び施工の場所

護岸等の河川管理施設の機能を維持するため、河川の巡視、点検を行い、異常箇所を早期発見と補修に努める。

洪水の流下の障害となるおそれがある堆積土砂、樹林及び草木については、動植物の生息・生育環境等に配慮しながら除去及び除草・伐採を行う。

また、異常箇所が早期に発見できるよう必要に応じて法面の除草を実施する。除草の実施にあたっては、地域住民の協力が得られるよう努めるものとする。

## 3 その他河川整備を総合的に行うための必要事項

### (1) 河川情報の収集・提供に関する事項

河川の水位・流量や流域内の降雨等の河川情報は、洪水時の水防活動や避難、渇水時の対応等の基礎情報となることから、これらを観測・収集するよう努め、緊急時においては、市や地域住民等に対し、できるだけ迅速な情報提供を行う。

また、河川は、地域の人々の共有財産であり、良好な河川環境を保全、創出し、将来へ引き継いでいくために、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供することにより、河川と地域住民の連携を積極的に図り、河川への親しみを醸成し、地域住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成が図られるよう努める。